

熊本県公報

号外 第 22 号
平成 15 年 4 月 16 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則…(自然保護課) 1

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の一部を改正する規則

- (1) 法律の名称が「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に改正されたことにより、本細則中の法律の名称をすべて改正した。
- (2) 旧法施行規則が法律に組み込まれたり条項番号の順序の入れ替えが行われたことにより、法律の構成が大きく変わったことから、本細則の条項番号等の構成も変更することとした。
- (3) 野生鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の行為について、許可の名称が旧法においては「鳥獣捕獲許可」であったものが新法では「野生鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可」に改正されたことに伴い、本細則中の許可の名称を改正した。
- (4) 野生鳥獣の飼養について、旧法において「許可」であったものが新法では「登録」に改正されたことにより、本細則中の「鳥獣飼養許可」を「鳥獣飼養登録」に改正した。
- (5) 狩猟免許の種類が、旧法で「甲種」、「乙種」、「丙種」であったものが新法では「網・わな猟免許」、「第1種銃猟免許」、「第2種銃猟免許」に改正されたことにより、本細則中の該当箇所を改正した。
- (6) 新法において「狩猟者登録の変更登録」の制度が新設されたことにより、本細則に「狩猟者登録の変更登録」についての規定を加えた。

規 則

熊本県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和 54 年規則第 28 号）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 15 年 4 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 33 号

熊本県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和 54 年規則第 28 号）の一部を改正する規則

熊本県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和 54 年規則第 28 号）の一部を次のとおり改正する。

題名を次のように改める。

熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

第 1 条中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和 28 年政令第 254 号）」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成 14 年政令第 390 号）」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 108 号）」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）」に改める。

第 5 条から第 8 条までを削る。

第 4 条の見出し中「登録」を「狩猟者登録等」に改め、同条中「法第 8 条ノ 3 第 1 項」を「法第 55 条第 1 項」に、「登録」を「狩猟者登録」に、「別記第 3 号様式」を「別記第 11 号様式」に改め、同条に次の 1 項を加え、同条を第 8 条とする。

2 法第 61 条第 1 項の規定による狩猟者登録の変更登録の申請は、狩猟者登録の変更登録申請書（別記第 12 号様式）により行うものとする。

第 3 条中「法第 7 条ノ 4 第 1 項」を「法第 51 条第 1 項」に、「別記第 2 号様式」を「別記第 10 号様式」に改め、同条を第 7 条とする。